

北谷町小原で開山式

5月31日に北谷町小原地区で、赤兎山・大長山の山開きが行われました。

当日はあいにくの雨模様でしたが、式典終了後ボランティアの皆さんによる手打ちそばが振る舞われました。

また、お昼に向けて、いのししの肉を使用した「ししバーガー」や地元で採れた天然わさびや山菜類の販売も行われました。

小原区長さんによると、「登山者は年々増えていますが、登山協力金の徴収などのおかげでマナーがとても良くなってきています。」とのことでした。



青年海外協力隊のキャラバン隊が訪問



5月28日に青年海外協力隊の全国広報啓発キャラバン隊が勝山市役所を訪問されました。

青年海外協力隊事業は、国際協力機構（JICA）が実施する海外ボランティア事業で、国際的にも高い評価を得ています。

昨今は応募者が減少傾向にあるそうですが、興味のあるかたは、ぜひご連絡ください。

問 未来創造課 ☎88-1115

国保

忘れずに納めよう 国民健康保険税

平成21年度国民健康保険税額は下記の通りとなっております。介護保険分（40～64歳）の限度額が変更されました。

医療保険分、介護保険分、後期高齢者支援金分それぞれに計算したものを世帯ごとに合算した金額が、年間の保険税額です。

世帯の所得が少ない場合は、条例の定めにより、7割、5割、2割の軽減措置が適用されます。

- 7割軽減 ▼世帯主とその世帯の被保険者の所得が33万円以下の世帯
 - 5割軽減 ▼世帯主とその世帯の被保険者の所得が（33万円＋24万5000円×世帯主を除く被保険者数）以下の世帯
 - 2割軽減 ▼世帯主とその世帯の被保険者の所得が（33万円＋35万円×被保険者数）以下の世帯
 - ※その他、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）創設に伴う激変緩和措置があります
 - ※保険税の納税通知書は7月中旬に郵送します。納期限内に納めましょう
- 問 税務課 ☎88・8101
市民課 ☎88・8102

勝山市の平成21年度国民健康保険税額（年額）

	医療保険分	介護保険分（40～64歳）	後期高齢者支援金分
所得割額	課税標準額※①×3.0%	課税標準額※①×1.3%	課税標準額※①×1.4%
資産割額	課税標準額※②×23.0%	課税標準額※②×5.0%	課税標準額※②×5.8%
均等割額	被保険者1人あたり 1万3,000円	被保険者1人あたり 6,500円	被保険者1人あたり 7,000円
平等割額	1世帯あたり 1万3,500円	1世帯あたり 5,000円	1世帯あたり 6,000円
限度額	47万円	10万円（H20は9万円）	12万円

※① 平成20年中の総所得などー33万円
※② 平成21年度固定資産税額（都市計画税を除く）

絵本の森 ーよみかかせー PM2:00～

6月20日（土）
6月27日（土）
7月4日（土）

ブックスタート ー乳幼児対象 絵本の紹介とよみかかせー AM10:30～

6月26日（金）

絵本と手品のつどい ーK&DIIー PM2:00～

7月5日（日）

おはなしでこい PM2:00～

7月11日（土）

アニメ上映会 PM2:00～

7月12日（日）

 ひみつのカレーライス 井上 荒野 清代 作 田中 アリス 絵 BL出版	 アンデスの少女ミラ マイケルラオマン 作 BL出版	 しりのくに 深見 春夫 作 PHP研究所 絵	 昆虫おりがみ教室 山田 勝久 著 誠文堂新光社	 実験ほど素敵なシヨウはない 山村 紳郎 著 春秋社
 食べ物日記 池波 正太郎 著 文芸春秋	 佐保姫伝説 阿刀田 高 著 文芸春秋	 産業遺産を歩こう 平井 東幸 編著 東洋経済新報社	 ドゥーガルテラソン 学研	 デンマークの高齢者が世界一幸せなわけ 沢渡 夏代 プラント 著 大月書店

図書館新着情報
子ども図書
一般図書

高額医療・高額介護合算療養費支給額算出基準

70歳～74歳のかたの場合	H20.8～H21.7末までの基準額(I)	H20.4～H21.7末までの基準額(II)
① 高齢受給者証の負担割合が「3割」	67万円	89万円
② ①、③、④以外	56万円	75万円
③ 世帯員全員が市・県民税非課税	31万円	41万円
④ ③のうち、世帯員全員の所得が、一定以下（年収180万円以下など）	19万円	25万円

70歳未満のかたの場合	H20.8～H21.7末までの基準額(I)	H20.4～H21.7末までの基準額(II)
① 世帯員全員の合計所得が600万円以上	126万円	168万円
② ①、③以外	67万円	89万円
③ 世帯員全員が市・県民税非課税	34万円	45万円

この制度は医療と介護の両方のサービスを利用して世帯の負担を軽減する制度です。

世帯内の国民健康保険の被保険者のかた全員が、1年間（毎年8月～7月末）にお支払いされた医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

通常では、前年8月から当年7月までの自己負担額で計算されますが、

■平成21年度支給額算出方法

平成20年4月～平成21年7月末の16か月の自己負担額が、左表の（Ⅰ）の基準額を超える場合には、その超えた額と、平成20年8月～平成21年7月末の12か月の自己負担額が（Ⅱ）の基準額を超えた額を比較し、支給額の大きい額を支給します。

※詳しくは、7月末の被保険者証の更新の際にお知らせします

問 市民課 ☎88・8102

高額医療・高額介護合算療養費制度が始まります

平成21年度については、次のように2つの額を比較し、大きい額が支給されます。